

2025年4月21日

## ハラスメントは許しません！！

株式会社ロジコム  
代表取締役社長 小山 幸也

- 1 ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為です。職場内だけに留まらず、お客様や個人事業主、フリーランスを含む協力会社様等全ての利害関係者についても同様、個々の有能な能力の発揮を妨げるだけでなく、当社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。
- 2 当社は社内外を問わずハラスメントに類する行為を許しません。  
優先的な関係を利用し、行われる行為には特に注意を払いましょう。  
尚、「就業規則第35条⑤…精神的・身体的苦痛を与え、就業環境を害する行為」とは、人権を侵害する行為として「就業規則第32条⑧会社の名誉を傷つけ、または会社に不利益を与える行為」にも該当し、適用範囲は社外に於ける関係性についても適用され、例えば、次のような行為を指します。

### <セクシュアルハラスメント>

- ① 性的な冗談、からかい、質問、噂の流布
- ② わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- ③ 身体への不必要な接触
- ④ 交際、性的な関係の強要
- ⑤ 性的な言動に対して拒否等を行った者に対する不利益取扱い
- ⑥ 性的な言動により、他人の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する
- ⑦ その他、他人に不快感を与える性的な言動

セクシュアルハラスメントについては、従業員、顧客、取引先の社員の方等が被害者及び行為者になり得るものであり、異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象となります。また、被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であればセクシュアルハラスメントに該当します。

### <妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント>

- ① 妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- ② 妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- ③ 妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為
- ④ 妊娠・出産、育児・介護を理由とした契約の解除、その他不利益な取扱い及び示唆する行為

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについては、妊娠・出産・育児休業・介護休業等の制度を利用する従業員、顧客、取引先の社員の方等が行為者となり得ます。

### <パワーハラスメント>

- ① 隔離・仲間外し・無視等人間関係からの切り離し
- ② 暴行・傷害等身体的攻撃
- ③ 脅迫・名誉毀損・侮辱・暴言・執拗な嫌がらせ等精神的な攻撃
- ④ 私的なことに過度に立ち入る
- ⑤ 契約上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
- ⑥ 合理性なく契約内容とかけ離れた程度の低い仕事を命じる、又は与えないこと

パワーハラスメント発生の背景や原因には、構造上弱い立場にある事を背景とした、通常の業務や取引から逸脱した言動が行われやすい状況も考えやすく、こうした状況下でも相互尊重を念頭に日々の言動に努めていきましょう。また、ハラスメントを受けた社員だけでなく、その場にいた他の社員が不快と思うことも同様に該当することにも注意が必要です。

- 3 この方針の対象は、正社員、パート・アルバイト、派遣社員等当社において働いているすべての労働者です。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。

4 ハラスメントを行った場合、就業規則第 41 条制裁に相当し得る行為となります。

その場合、次の要素を総合的に判断し、処分を決定します。

- ①行為の具体的態様（時間・場所（職場か否か）・内容・程度）
- ②当事者同士の関係（職位、契約や業務上の立場等）
- ③被害者の対応（告訴等）・心情等

5 相談窓口

職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口は次の通りです。電話、メールでの相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談ください。特に、各店役職者に於いては、独自の判断で対応する事を避け、抱え込まずに相談をお願いします。また、実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化するおそれがある場合やハラスメントに当たるかどうか判断がつかない場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので安心してご相談ください。

#### ■社内窓口

→相談対象者：(株)ロジコムに在籍する全ての労働者

【窓 口】 管理部 次長・課長

【所在地】 〒984-0015

宮城県仙台市若林区卸町 5 丁目 6 番 10 号

【電 話】 022-349-8370

【メール】 kanri@logicom-net.jp



#### ■社外窓口

→相談対象者：お得意先様や個人事業主、フリーランスを含む協力会社様等利害関係者様

【窓 口】 弁護士法人 A.I. ステップ

【所在地】 〒980-0804

宮城県仙台市青葉区大町二丁目 6-14 日新本社ビル5

【電 話】 022-352-8558

【メール】 kuwabara@ais-lawyers.jp



6 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはいりません。

7 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。

8 当社には、妊娠・出産、育児や介護を行う労働者が利用できる様々な制度があります。まずはどのような制度や措置が利用できるのかを会社規則等により確認しましょう。フリーランス様からの配慮の申出については、従来の営業窓口へのお申し入れをお願い致します。万が一、申し出にくい状況が御座いました際は、上記 5 窓口へのお問合せを宜しくお願い致します。

制度や措置の利用をためらう必要はありませんが、円滑な制度の利用のためにも、早めに各届出窓口にご相談してください。また気持ちよく制度を利用するためにも、利用者は日頃から業務に関わる方々とのコミュニケーションを図ることを大切にしましょう。

9 職場におけるハラスメント防止研修・講習も随時行っていますのでふるってご参加ください。